

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に係る比率について

1 概 要

北海道夕張市のような地方自治体の財政破綻を未然に防ぐため、平成20年4月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下「財政健全化法」といいます。）が施行されました。

財政健全化法では、市の一般会計の決算だけでなく、市の全ての特別会計、一部事務組合（多摩川衛生組合、東京たま広域資源循環組合等）、第三セクター等（土地開発公社、府中市文化振興財団等）の決算や借入金残高なども合わせて「地方公共団体の財政の健全性に関する比率」（以下「比率」といいます。）を算定し、地方公共団体の財政の健全性をみることにしています。算定された比率は、監査委員の審査を受け、議会に報告したうえで、市民の皆さんに公表することが義務付けられています。

算定された比率のいずれかが財政の健全性の黄色信号を示す「早期健全化基準」以上の場合には、財政健全化計画を策定するなどの改善努力が義務付けられています。さらに比率が悪化し「財政再生基準」以上の場合には、財政破綻とみなされ、起債が制限されるなどの国の関与が強まり、財政再生計画を策定するなどの改善努力が義務付けられています。

2 財政健全化法に係る比率

(1) 健全化判断比率

- ア 実質赤字比率 一般会計等（一般会計、公共用地特別会計、火災共済事業特別会計、受託水道事業特別会計）を対象とした標準財政規模（市の一般的な歳入規模）に対する実質赤字額の割合。
- イ 連結実質赤字比率 すべての会計（一般会計等、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健医療特別会計、下水道事業特別会計、競走事業特別会計）を対象とした標準財政規模に対する実質赤字額の割合
- ウ 実質公債費比率 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金（下水道事業会計・一部事務組合の元利償還金のうち一般会計等で負担すべき額、債務負担行為解消額の一部）の標準財政規模に占める割合
- エ 将来負担比率 標準財政規模に対する一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の大きさ（一般会計等の借入金残高、債務負担行為に基づく支出予定額の一部、下水道事業会計・一部事務組合等の借入金残高のうち将来一般会計等で負担すべき額、現在在職している職員が一斉に退職した場合の退職手当負担見込額、市で設立した第三セクター等に対して将来市が負担すべき額など）を示す割合

(2) 資金不足比率 公営企業（下水道事業）ごとの資金の不足額の事業の規模に対する割合

3 平成20年度決算等に基づく健全化判断比率

(1) 各比率の状況

(単位：%)

区 分	健全化判断比率				資 金 不 足 率
	実 質 赤 字 率 比	連 結 実 質 赤 字 率 比	実 質 公 債 費 率 比	将 来 負 担 率 比	下 水 道 事 業 特 別 会 計
平成20年度決算等に基づく比率 ()内は参考値	— (△6.00)	— (△8.28)	7.6	— (△30.1)	— (△0.2)
早 期 健 全 化 基 準	11.25	16.25	25.0	350.0	
財 政 再 生 基 準	20.00	40.00	35.0		
経 営 健 全 化 基 準					20.0

※資金不足比率は「経営健全化基準」が「早期健全化基準」に相当するものとして定められています。

※()内は計算により算出された参考数値で、マイナスの値は黒字の割合、将来負担に対する余裕の程度を示しています。

ア. 健全化判断比率

- ① 実質赤字比率 一般会計等に赤字額はありませんので、比率は算定されません。
- ② 連結実質赤字比率 すべての会計を見ても、赤字額はありませんので、比率は算定されません。
- ③ 実質公債費比率 平成18～20年度の3ケ年平均で7.6%となります。
早期健全化基準は25.0%ですので3分の1以下の比率となっております。
- ④ 将来負担比率 計算上、将来負担見込額がありませんので、比率は算定されません。

イ. 資金不足比率 下水道事業に資金不足額がありませんので、比率は算定されません。

(2) 各比率の算定方法

ア. 健全化判断比率

① 実質赤字比率 一般会計等に赤字額はありませので、比率は算定されませ。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{ア+イ+ウ+エ} (\Delta 3,262,573 \text{ 千円})}{54,351,779 \text{ 千円}} = \text{参考値 } \Delta 6.00\%$$

② 連結実質赤字比率 すべての会計を見ても、赤字額がありませので、比率は算定されませ。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} = \frac{\text{ア+イ+ウ+エ+オ+カ+キ+ク+ケ+コ} (\Delta 4,502,835 \text{ 千円})}{54,351,779 \text{ 千円}} = \text{参考値 } \Delta 8.28\%$$

全会計の決算額

(単位:千円)

	歳出総額(A)	歳入総額(B)	繰越財源(C)	差引額(A)-(B)+(C)
一般会計	80,705,660	87,278,569	3,437,472	ア Δ3,135,437
公共用地特別会計	1,945,261	2,070,599		イ Δ125,338
火災共済事業特別会計	2,177	3,975		ウ Δ1,798
受託水道事業特別会計	1,037,664	1,037,664		エ 0
国民健康保険特別会計	21,215,565	22,046,830		オ Δ831,265
介護保険特別会計	10,100,714	10,322,988		カ Δ222,274
後期高齢者医療特別会計	2,937,646	2,948,897		キ Δ11,251
老人保健医療特別会計	1,382,103	1,382,103		ク 0
競走事業特別会計	105,176,004	105,344,760		ケ Δ168,756
下水道事業特別会計	4,007,502	4,014,218		コ Δ6,716

全ての会計で歳出と歳入の差引額がマイナスですので、赤字額はありませ。

(赤字額がある場合はプラス表記になります。)

③ 実質公債費比率

平成18年度から平成20年度の3ヵ年平均での比率は、平成17年度と比べて、平成20年度が、分子において公債費に充当した一般財源等額が減少したことや、分母において標準税収入額等が増加したことなどから、平成19年度の3ヵ年平均7.9%から、7.6%へと減少しています。財政健全化計画を策定する必要となる早期健全化基準は25.0%であるため、大幅に下回っています。なお、平成20年度単年度で見ると、平成19年度単年度と比べて、分子において、市民会館・中央図書館複合施設のPFI整備事業費に係る債務負担行為などの経費が増えたことにより、比率が増加しています。

$$\begin{aligned} \text{実質公債費比率} &= \frac{(\text{元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \text{の3ヶ年平均} \\ &= \frac{(\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ}) - (\text{キ} + \text{ク} + \text{ケ} + \text{コ})}{(\text{オ} + \text{カ}) - (\text{キ} + \text{ク} + \text{ケ} + \text{コ})} \text{の3ヶ年平均} = 7.6\% \end{aligned}$$

(単位:千円)

	公債費(借入金返済)に充当した一般財源等額 ア	下水道事業会計の借入金返済に充当したと認められる繰入金 イ	一部事務組合等(多摩川衛生組合等)の借入金返済に充当したと認められる負担金 ウ	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの(市民会館・中央図書館複合施設PFI整備事業費、用地取得に係るものなど) エ	標準税収入額等 オ	臨時財政対策債発行可能額 カ
平成18年度	3,784,419	936,382	1,117,712	873,476	51,044,929	2,142,630
平成19年度	3,544,818	878,173	1,495,668	1,177,474	51,916,585	1,943,912
平成20年度	3,755,123	782,946	1,460,147	1,419,500	52,531,015	1,820,764
	災害復旧費等に係る基準財政需要額 キ	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費 ク	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費(準元利償還金に係るものに限る。) ケ	災害復旧費等に係る基準財政需要額(準元利償還金に係るものに限る。) コ	実質公債費比率(単年度)	実質公債費比率(3ヶ年平均)
平成18年度	1,398,148	140,018	431,048	879,454	7.7	7.6
平成19年度	1,737,391	102,801	558,048	915,227	7.5	
平成20年度	1,974,648	101,028	565,045	840,592	7.7	

※キ、ク、ケ、コは地方交付税算定上の数値であり、計算式の分母、分子から控除されます。

④ 将来負担比率

市の借入金残高以外に、債務負担行為に基づく支出予定額、下水道事業特別会計の借入金返済に対して将来負担すべき額、一部事務組合等の借入金返済に対して将来市が負担すべき額、現在在職している職員が一斉に退職した場合の退職手当などの将来負担見込額があります。一方、保有している基金、将来歳入が見込める財源、地方交付税の算定上算入が見込まれる金額が、計算上、将来負担見込額から控除されるため、今回の算定では将来負担見込額はマイナスとなり比率は算定されません。

$$\begin{aligned}
 \text{将来負担比率} &= \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}} \\
 &= \frac{(\text{ア} + \text{イ} + \text{ウ} + \text{エ} + \text{オ} + \text{カ}) - (\text{キ} + \text{ク} + \text{ケ}) \quad (\Delta 15,316,575 \text{ 千円})}{\text{コ} - \text{サ} \quad (50,870,466 \text{ 千円})} = \text{参考値 } \Delta 30.1\%
 \end{aligned}$$

(単位:千円)

地方債(借入金)の現在高 ア	債務負担行為に基づく支出予定額(市民会館・中央図書館複合施設PFI整備事業費、用地取得に係るものなど) イ	下水道事業会計の借入金返済に今後充当すると考えられる繰入金 ウ	一部事務組合等(多摩川衛生組合等)の借入金返済に今後充当すると考えられる負担金 エ	退職手当負担見込額 オ	設立法人(土地開発公社、府中市文化振興財団等)の負債額等負担見込額 カ
41,713,158	9,185,894	4,570,117	5,187,491	12,070,892	0
充当可能基金 キ (競走事業運営調整基金 下水道施設改築基金、介護保険給付費等準備基金、災害救助基金を除く)	充当可能特定歳入 ク (都市計画税、市営住宅使用料の一部、土地開発公社に対する貸付金の償還金)	基準財政需要額算入見込額 ケ	標準財政規模 コ	算入公債費等の額 サ	
38,667,926	13,953,029	35,423,172	54,351,779	3,481,313	

※ケ、サは地方交付税算定上の数値であり、計算式の分母からサが、分子からケが控除されます。

イ. 資金不足比率

下水道事業会計に資金不足額がありませんので、比率は算定されません。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額 (} \Delta 6,716 \text{ 千円)}}{\text{事業の規模 (} 3,591,149 \text{ 千円)}} = \text{参考値 } \Delta 0.2\%$$

「事業の規模」は、公営企業会計の決算統計上の営業収益にあたるもので、特別会計の歳入総額のうち下水道使用料、下水道手数料、一般会計からの繰入金の一部などが該当します。

(単位:千円)

	歳出総額	歳入総額	差引額
下水道事業特別会計	4,007,502	4,014,218	$\Delta 6,716$

(参考) 健全化判断比率等の対象図

